

件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例									
主管課	人事課									
根拠法令等	人事院規則 9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則									
<p>【改正の概要】</p> <p>東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処する職員の特殊勤務手当について特例を設けるもの。</p> <p>1 警察職員の特殊勤務手当の加算（国準拠） 東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するために災害警備、遭難救助等の作業に引き続き5日を下らない範囲で人事委員会が定める日数従事した場合、基本額の100/100に相当する額の範囲内で加算</p> <p>2 原子力緊急事態宣言下における災害応急作業等手当（国準拠）</p> <table border="1" data-bbox="181 801 1422 994"> <thead> <tr> <th>作業を行う区域</th> <th>手当の上限額（日額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定原子力事業所の敷地内</td> <td>原子炉建屋内において行う作業 40,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の作業 20,000円</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策本部長の指示に基づき設定される区域</td> <td>10,000円 (心身に著しい負担を与える作業は100/100以内で加算)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当（支給対象の拡大・加算の追加）</p> <p>(1) 東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するために河川の堤防、通行禁止の道路、港湾施設等における作業に従事した場合 現行の東日本大震災に係る災害応急作業等手当と同額を支給（夜間の場合：基本額の50/100以内で加算、著しく危険な区域の場合：基本額の100/100以内で加算）</p> <p>(2) (1)の作業に引き続き5日を下らない範囲で人事委員会が定める日数従事した場合、基本額の100/100に相当する額の範囲内で加算</p>				作業を行う区域	手当の上限額（日額）	特定原子力事業所の敷地内	原子炉建屋内において行う作業 40,000円	上記以外の作業 20,000円	原子力災害対策本部長の指示に基づき設定される区域	10,000円 (心身に著しい負担を与える作業は100/100以内で加算)
作業を行う区域	手当の上限額（日額）									
特定原子力事業所の敷地内	原子炉建屋内において行う作業 40,000円									
	上記以外の作業 20,000円									
原子力災害対策本部長の指示に基づき設定される区域	10,000円 (心身に著しい負担を与える作業は100/100以内で加算)									
施行日	公布の日（施行日前に特定大規模災害等が発生した場合にも適用）									
<p>【その他参考事項】</p> <p>用語の定義等</p> <p>(1) 特定大規模災害 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。） ※過去に緊急災害対策本部が設置された非常災害は東日本大震災のみ。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言 内閣総理大臣による原子力緊急事態（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態）が発生した旨等の公示 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、内閣府に原子力災害対策本部を設置（本部長は内閣総理大臣）する。</p> <p>(3) 特定原子力事業所 緊急事態応急対策実施区域（原子力緊急事態宣言下において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施すべき区域）に所在する原子力事業所</p>										